

と「し尿くみ取り」



年末年始は、ごみの収集日が変わります。

また、土浦区域と新治区域は収集日が異なりますので、確認して計画的に出してください。

収集日以外の日にごみを出すと、ほかの方の迷惑になりますので絶対に出さないでください。

☎ 環境衛生課 (☎826-1111 内線2320、2444)



年末年始の「ごみ収集」

【土浦区域】

◎燃やせるごみ

通常の収集日	年末の収集終了日	年始の収集開始日
月・木コース	12月30日(木)	1月6日(木)
火・金コース	12月28日(火)	1月4日(火)
水・土コース	12月29日(水)	1月5日(水)
夜間コース	12月28日(火)	1月4日(火)

◎燃やせないごみ

通常の収集日	年末の収集終了日	年始の収集開始日
月コース	12月27日(月)	1月10日(月)
火コース	12月28日(火)	1月4日(火)
水コース	12月29日(水)	1月5日(水)
木コース	12月30日(木)	1月6日(木)
金コース	12月24日(金)	1月7日(金)
土コース	12月25日(土)	1月8日(土)
夜間コース	12月27日(月)	1月10日(月)

◎分別収集 (缶・ビン・古布・乾電池・ペットボトル・モデル地区のプラスチック製容器包装)

通常の収集日	年末の収集日	年始の収集日
第1・3火コース	7日(火)・21日(火)	11日(火)・25日(火)
第2・4火コース	14日(火)・28日(火)	18日(火)・2月1日(火)
第1・3木コース	2日(木)・16日(木)	6日(木)・20日(木)
第2・4木コース	9日(木)・23日(木)	13日(木)・27日(木)
第1・3土コース	4日(土)・18日(土)	8日(土)・22日(土)
第2・4土コース	11日(土)・25日(土)	15日(土)・29日(土)

※新聞、ざつ紙、ダンボールの収集日は、上記の前日になります。

※ の収集日は、通常より1週間遅れになっていますので注意してください。

【新治区域】

分類	曜日	年末の収集終了日	年始の収集開始日
可燃ごみ	火・金	12月28日(火)	1月4日(火)
不燃ごみ・カン(藤沢地区)	月	12月27日(月)	1月10日(月)
〃(斗利出・山ノ荘地区)	水	12月29日(水)	1月5日(水)
分類	曜日	年末の収集日	年始の収集日
茶色ビン	第1木	12月2日(木)	1月6日(木)
無色ビン	第2木	12月9日(木)	1月13日(木)
その他のビン	第3木	12月16日(木)	1月20日(木)
ペットボトル	第1・3土	12月4日(土)	1月15日(土)
雑誌・紙パック・その他紙		12月18日(土)	
古布			
プラスチック容器	第2・4土	12月11日(土)	1月8日(土)
新聞紙・段ボール		12月25日(土)	

※不燃ごみ・カンは、地区により収集日が異なりますが、そのほかのごみは新治区域全体が同じ収集日です。

※粗大ごみは、戸別有料収集です。集積場には出さないでください。

◎粗大ごみ【土浦地域・新治地域共通】

粗大ごみを戸別有料収集で出すときは、必ず事前に電話でお申し込みください。

★粗大ごみ受付電話(☎826-4800)

受付期間/月～金曜日 午前8時30分～午後5時

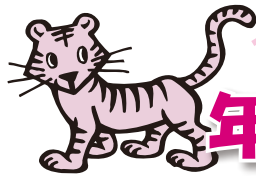
12月29日(水)から1月3日(月)までは受け付けできません。年末に粗大ごみを出される方は、早めにお申し込みください。



年末の収集終了後は、年始の収集開始日まで収集を行いませんので、集積場には出さないでください

土浦区域…清掃センターは、12月31日(金)から1月3日(月)までごみの持ち込みができません。(12月30日(木)のごみの持ち込みは午後4時まで)

新治区域…新治広域環境クリーンセンターは、12月30日(木)から1月3日(月)までごみの持ち込みができません。(12月29日(水)のごみの持ち込みは午後4時30分まで)



年末年始の「ごみ収集」

年末年始の「し尿くみ取り」

年末年始は大変混み合いますので、必ず「し尿くみ取り券」を用意して、12月17日(金)までに収集業者にご確認のうえお申し込みください。



□(株)土浦関東商事(☎821-3793)

天川一・二丁目、荒川沖、荒川沖西一・二丁目、荒川沖東一～三丁目、荒川本郷、粟野町、飯田、板谷一～七丁目、今泉、大岩田、大手町、大町、沖新田、乙戸、乙戸南一～三丁目、小山田一・二丁目、卸町一・二丁目、笠師町、粕毛、霞ヶ岡町、上高津、上高津新町、烏山一～五丁目、北荒川沖町、小岩田西一・二丁目、小岩田東一・二丁目、国分町、小松ヶ丘町、小山崎、桜ヶ丘町、桜町一～四丁目、佐野子、穴塚、下高津一～四丁目、城北町、滝田一・二丁目、中央一・二丁目、都和一～四丁目、中荒川沖町、永国、永国東町、永国台、中高津一～三丁目、中高津、中都町一～四丁目、中貫、中村西根、中村東一～三丁目、中、中村南一～六丁目、並木一～五丁目、西並木町、西根西一丁目、西根南一～三丁目、東都和、東並木町、東若松町、常名、富士崎一・二丁目、摩利山新田、右舩、虫掛、紫ヶ丘、矢作、若松町

□(株)東栄商事(☎831-0450)

有明町、生田町、おおつ野一～八丁目、沖宿町、川口一・二丁目、神立町、神立中央一～五丁目、神立東一・二丁目、木田余西台、木田余東台一～五丁目、木田余、北神立町、湖北一・二丁目、小松一～三丁目、白鳥新町、白鳥町、菅谷町、千束町、立田町、田中一～三丁目、田中町、田村町、千鳥ヶ丘町、手野町、東崎町、殿里、中神立町、西真鍋町、蓮河原町、蓮河原新町、東中貫町、東真鍋町、文京町、真鍋一～六丁目、真鍋新町、港町一～三丁目、大和町

□(株)スズキ(☎869-0106)、(有)県南(☎867-1228)

大志戸、大畑、小高、小野、小野沢辺東城寺入会地、上坂田、沢辺、下坂田、高岡、田土部、田宮、東城寺、永井、永井本郷入会地、藤沢、藤沢新田、本郷

◎年末年始の収集日

●土浦区域／収集終了日…12月28日(火)、収集開始日…1月4日(火)

●新治区域／収集終了日…12月30日(木)、収集開始日…1月6日(木)

◎し尿くみ取り料金

1. 定額制(普通便槽の一般世帯)

くみ取り回数		世帯割券 (260円)	人頭割券 (330円)	臨時券 (650円)
1か月に1回の世帯		1枚	人数分	—
2か月に1回の世帯		1枚	人数分× 2か月	—
1か月に2回以上の世帯	1回目	1枚	人数分	—
	2回目以降	—	—	1枚

2. 従量制(特殊便槽などの一般世帯および事業所・営業所)

3か月以上に1回の世帯	従量券(170円) (18リットル/枚： くみ取り量に応じる)
簡易水洗など特殊便槽の世帯	
事業所・営業所など	

～浄化槽をお使いの方へ～

浄化槽は、年1回以上の法定検査と清掃が法律で定められています。

法定検査を受検しないで放置すると、水質が悪化し、地域の水環境に影響をもたらす恐れがあります。定期的な清掃を行い、浄化槽の適正管理に努めてください。

県指定検査機関である(社)茨城県水質保全協会または、保守点検・清掃委託先に連絡し、受検をお願いします。

☎ 県環境対策課(☎029-301-2966)

市許可浄化槽清掃業者

●土浦区域

(株)土浦関東商事、(株)東栄商事、
(有)環境保全(☎0299-24-3106)

●新治区域

(株)スズキ、(有)県南